

高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業について

1 概 要

光熱費や食材料費の物価高騰の影響を受けている高齢者施設等に対し、支援金を交付することで、施設等において提供される食事の質を確保し、利用者が安心して介護・障害福祉サービスを利用できる環境の維持を支援します。

2 交付対象者

- ・介護保険法等に規定する別表に掲げる事業所のうち、申請日時点において、深谷市に所在する事業所であること。
- ・令和7年4月1日において事業所を休止していないこと。
(ただし、事業所の一部を休止している事業所を除く。)
- ・令和7年9月30日までに事業所の休止又は廃止を行う予定がないこと。
- ・代表者、役員その他の当該団体に実質的に関与しているものが深谷市暴力団排除条例(平成24年深谷市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

3 支援金額

- ・入所系事業所 定員1人当たり 16,900円
- ・通所系事業所 1事業所当たり 177,900円(食事提供あり)
62,100円(食事提供なし)
- ・訪問系事業所 1事業所当たり 15,900円

4 申請方法

【申請書類】

深谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
様式は市ホームページに掲載しています。

タイトル: 深谷市高齢者施設等光熱費等高騰対策支援事業

URL: <https://www.city.fukaya.saitama.jp/soshiki/fukushikenko/chojufukushi/tanto/kaigohoken/zigyousyo/18970.html>

【申請期限】

令和7年9月1日(月) 17:00必着

【提出先】

深谷市役所長寿福祉課(郵送または持参)

〒366-8501 深谷市仲町11番1号



5 申請の流れ

- ①提出していただいた申請内容について確認をさせていただきます。
必要な場合は、電話等で問合せをさせていただくことがあります。
- ②確認後、支援金交付決定通知書を送付し、ご指定の口座に支援金を振り込みます。

6 注意事項

- ・申請は、事業所種別ごとの申請となります。
- ・光熱費（ガソリン・電気料金・ガス料金）、食材費等の領収書等については、支援金の交付を受けた会計年度終了後、5年間保存してください。
- ・入所系事業所については、大里広域市町村圏組合または埼玉県に登録情報を基に、定員数を入力しています。

【問合せ先】

深谷市役所 長寿福祉課 介護保険係
深谷市仲町 11-1 電話 048-574-8544